

オマーン国産業統計情報センター設立計画事前調査報告書

オマーン国  
産業統計情報センター設立計画  
事前調査報告書

1990年12月

国際協力事業団

1990年12月

LIBRARY

工 計 鉞  
~~100-125~~  
100-125



JICA LIBRARY



1093812(4)

23110



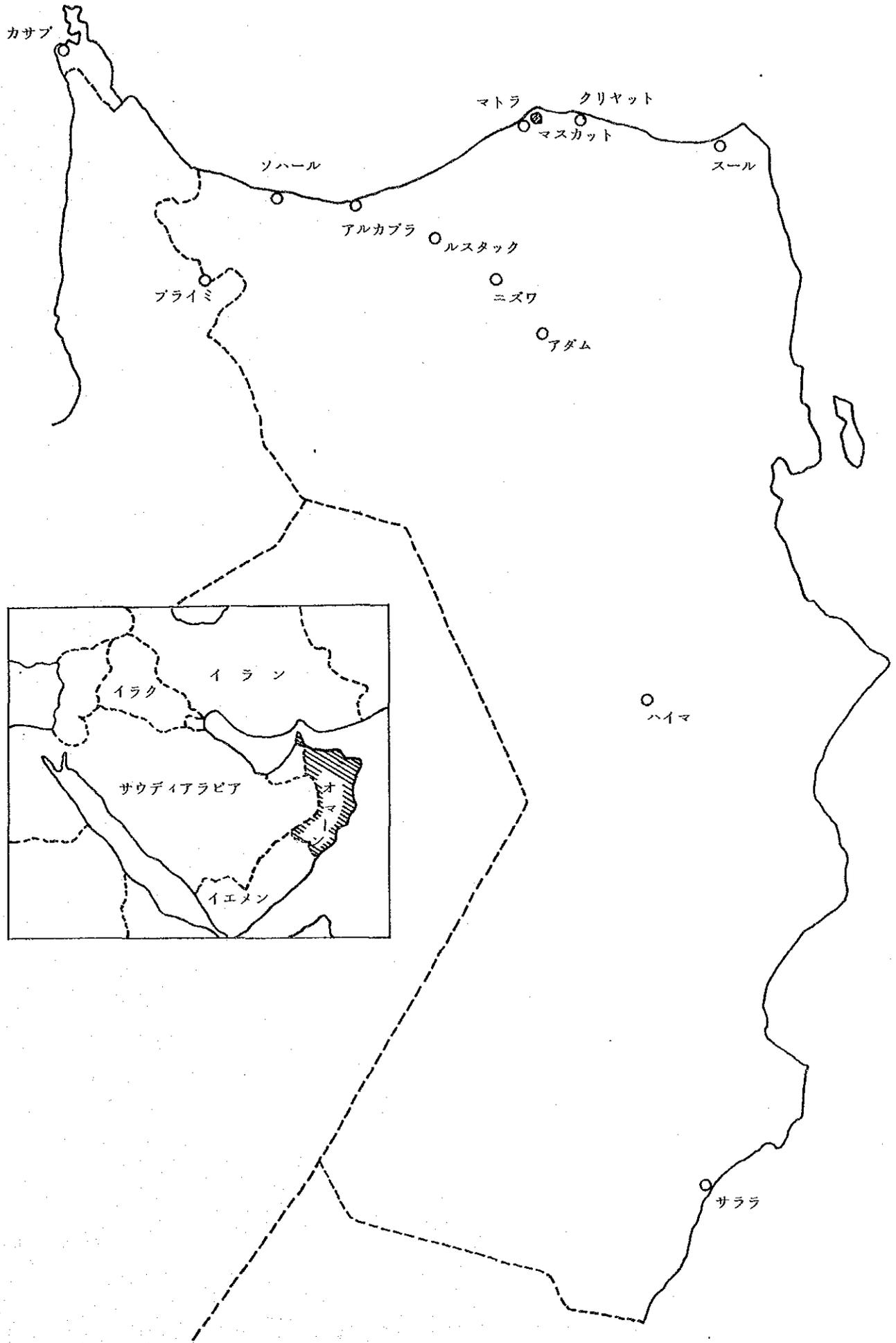
オマーン国  
産業統計情報センター設立計画  
事前調査報告書

1990年12月

国際協力事業団

国際協力事業団

23110





# 目 次

I. 事前調査の概要	1
1. 調査団派遣の背景	1
2. 調査団派遣の目的	1
3. 調査団の構成	1
4. 調査日程と主要面談者	2
II. 協議の内容及びS/W署名の経緯	7
1. 日本大使館との打ち合わせ	7
2. 商工省との協議内容	7
3. S/W署名の経緯	9
III. オマーン国の概要	13
1. 概 要	13
2. 経済の現状	13
3. 我が国との関係	15
IV. 統計の現状と問題点	23
1. オマーン国の統計の現状	23
2. 産業統計の現状	26
3. 産業統計作成上の問題点	30
V. 本格調査実施上の留意点	35
VI. 参考資料	
1. 調査団・対処方針	41
2. SCOPE OF WORK	43
3. RECORD OF MEETINGS	50
4. 米国国勢調査局「工業統計情報資料センターの設立起案書」	53
5. 調査の位置付け	63
6. 調査の概念	64
7. 調査のフロー	65
8. 収集資料リスト	66



## I 事前調査の概要



# I 事前調査の概要

## 1. 調査団派遣の背景

オマーン政府は石油に依存する経済体制からの脱却を図るため、第三次経済開発5ヶ年計画の重点項目として

- ① 地方インフラの整備
- ② 中小工業の振興
- ③ 農業畜産の振興
- ④ 漁業の振興

の4項目を掲げている。このうち、②の中小工業の振興については、オマーン経済体制の改革を図る上において重要な課題である。しかしながら中小工業の所管官庁である商工省は、政策を立案するための各種工業統計の整備状況が不十分なため、その立案が困難な状況にある。かかる状況下において、1985年オマーン政府はUNDPに工業統計整備のための調査を依頼し、同調査により「産業統計情報センターの設立計画とその実施プログラム」が提言された。平成2年3月、オマーン政府はデータの収集・整備のための産業統計情報センター設立を計画し、我が国に対して設立計画策定の協力を要請越した。

## 2. 調査団派遣の目的

- 1) 本格調査に係るS/Wの協議及び署名
- 2) カウンターパートである商工省及び関係機関からの情報収集
- 3) 関連情報の収集

## 3. 調査団の構成

氏名	分担事項	所属
榎本 正義	団長・総括	JICA 工業調査課 課長
森野 康男	調査統計行政	通商産業省 商業統計課
若井 一己	データ解析・電算設備	通商産業省 統計解析課
山下 孝夫	情報システム(ソフト)	コスモ石油(株) 海外協力部 課長
金田 剛士	調査企画	JICA 工業調査課

4. 調査日程と主要面談者

月 日 (曜)	日 程	主 要 面 談 者
9月16日(日)	マスカット(TG641)	
9月17日(月)	大使館表敬、打ち合わせ	小原大使、田中参事官、八幡書記官
	商工省(工業局)表敬、 打ち合わせ	(商工省工業局) JAMAL局長代行 HUNAINA工業企画調査部長 SAOUD工業統計課長 SAXENERアドバイザー (大使館) 八幡書記官 (JICA派遣専門家)(商工省) 佐藤専門家 室井専門家
9月18日(火)	S/W協議(第1回) (於 商工省)	(商工省工業局) JAMAL局長代行 HUNAINA工業企画調査部長 SAOUD工業統計課長 SAXENERアドバイザー (JICA派遣専門家)(商工省) 佐藤専門家 室井専門家
9月19日(水)	警察本部(税関局)表敬、 打ち合わせ  労働職業教育省(労働局) 表敬、打ち合わせ	(警察本部税関局) YOUSEF BIN SANGOOR税関局長 SAED ISSA副局長 SAED JUMAアドバイザー MOHAMMED BARWANI統計部長 AHMED ALI局長
9月20日(木)	団員打ち合わせ (於 大使館)	(大使館) 八幡書記官 (JICA派遣専門家)(商工省) 佐藤専門家 室井専門家
9月21日(金)	資料整理	
9月22日(土)	S/W協議(第2回) (於 商工省)	(商工省工業局) JAMAL局長代行 HUNAINA工業企画調査部長 SAXENERアドバイザー (JICA派遣専門家)(商工省) 佐藤専門家 室井専門家

月 日 (曜)	日 程	主 要 面 談 者
9月23日(日)	RECORD OF MEETINGS署名 (於 商工省)	( 商工省工業局 ) KIYUMI 局長 HUNAINA 工業企画調査部長 SAOUD 工業統計課長 ( 大使館 ) 八幡書記官 ( JICA 派遣専門家 ) ( 商工省 ) 佐藤 専門家 室井 専門家
	日本大使館へ経過報告	田中 参事官 八幡 書記官
9月24日(月)	移動(マスカット→バンコク)	
9月25日(火)	バンコク発帰国 ( TG 640 )	



## II 協議の内容及びS /W署名の経緯



## II 協議の内容及びS/W署名の経緯

### 1. 日本大使館との打ち合わせ

9月16日マスカットに到着した調査団は、商工省との協議に先立ち日本大使館と打ち合わせを行った。

日本大使館より要旨次の点につき要望があった。

- 1) 本件プロジェクトは、我が国総理の中東5カ国訪問時のオマーン国政府の協力約束案件として予定されており、出来る限り先方の希望するラインで対応方をお願いしたい。
- 2) イラクのクウェイト侵攻に伴うオマーン国の治安状況は、現在のところ問題ない(クウェイトとオマーン国の距離は約1,200kmでミサイルの射程距離外である等)と考えているので安心して協力して頂きたい。
- 3) 先方政府(商工省)より産業統計情報整備に必要な専門家2名の派遣要請があり、A I フォームを外務本省宛に送付しているので、この派遣の実現方をお願いしたい。
- 4) 本件プロジェクトは、中近東では初めてであり、将来大いに参考になる案件なので成功させて頂きたい。

### 2. 商工省との協議内容

9月17日から23日の間、商工省工業局にてジャマール工業局長代行を議長とし3回にわたる協議を行った。

商工省の内部事情と開発調査に対する両国の認識の差から我が国のS/W案の内容については合意に至らず、下記のとおりお互いの立場を説明した後、最終日の23日キユミ工業局長との間で別添のRecord of Meetingsに署名した。

#### 1) オマーン側からの本件プロジェクトの要請背景

キユミ工業局長が21日まで海外出張のため、ジャマール局長代行から本件プロジェクトの要請背景につき次の説明があった。

- (1) 商工省は、オマーン国の工業統計を整備するため、1985年UNDPに右整備に必要な実施計画を策定するための協力を要請した。同年UNDPは、この要請に基づき同国の工業統計の現状調査を行い「オマーン国商工省内における統計能力の開発に関する報告書」をとりまとめ、同省に提出した。同報告書では「産業統計情報センター」の設立が提言され、その実施プログラムが策定された。
- (2) 商工省は、UNDPにより策定された「産業統計情報センター」の設立を実施に移すべく開発評議会から予算の手当を受け、1989年同省工業局内に「工業統計課」(Industrial Statistics Unit)を設立し、上記実施プログラムで提言された7名のうち、5名のスタッフを任命した。残り2名については近い将来に任命する予定である。

(3) 商工省は、諸事情から本件センターの設立が遅れ、昨年「工業統計課」を設立し、スタッフを任命したものの、工業統計に関する知識、ノウハウがなく、実施プログラムを実行に移せずにいるのが現状である。

(4) このため、商工省は、日本政府に対し UNDP により提言された実施プログラムを実行に移すため、開発調査とオマーン人スタッフの訓練及び日本人専門家の派遣を一体とした協力を要請した。

## 2) 我が国に対するオマーン側の要望

(1) JICA 調査は、UNDP と同様の実施計画を策定するのが目的であるから、重複する調査は避けて頂きたい。

(2) 工業統計課スタッフの訓練をすみやかに実施してほしい。

(3) 実施計画書作成後、日本からの専門家を派遣してほしい。

## 3) オマーン側の要望に対する調査団の回答

前項(1)について JICA 調査内容、方法を下記の通り説明し、先方の諒解を得たものの、

(2)及び(3)項については合意に至らず、帰国後本部関係当局と協議の上、改めて回答することとした。

### (1) JICA 調査の必要性

UNDP の実施プログラムは、統計整備上必要な内容が充分網羅されていないため、JICA 調査ではこの点を考慮し、独自の実行計画を策定するものである。

UNDP の実施プログラムで欠落している項目は、下記の通りである。

#### ① 商品分類の設定

商工省では産業分類を ISIC (International Standard Industrial Classification) コードに基づき分類しているが、ISIC コードは4桁設定となっており、実際の統計整備のためには5桁目以降の分類コード OSIC (Oman Standard Industrial Classification) を設定する必要がある。または、ISIC 桁の商工分類にコードを付加し、商工統計品目分類を設定する必要がある。

#### ② 品目別調査単位の設定

工業センサスを実施する際の①が設定した分類による品目別の単位(台、個、トン、kg、容積、面積、長さ等)

#### ③ 審査方法(調査票の記入エラーをチェックする方法)

調査票を回収した後のデータ相互間の信頼性、関連性のチェック方法を明確にする。

#### ④ データ処理のシステム設計

コンピュータシステムのみでなく、調査票設計、配布から収集、審査、集計、さらに応用、利用等全体的なデータシステムについて概念設計をしておく。

#### ⑤ 調査票の項目の設定

公表様式だけでなく、必要な項目を掲げておく必要がある。また、調査票設計も考慮する必要があるが、デザインそのものは必要ないものと思われる。

(2) オマーン人スタッフの訓練と日本人専門家の派遣

日本の技術協力のシステムは、研修、専門家派遣、開発調査等協力形態毎に別れており、それぞれの形態毎に協力の約束がなされている。従って、今回の調査団の権限では、協力形態が異なるスタッフの訓練と専門家の派遣は約束出来ない。しかしながら帰国後、関係当局と協議の上、右の実現方調査団として最大の努力をする。

3. S/W 署名の経緯

(1) 帰国後の日本側対応

上記のような経緯のため、調査団はS/Wの署名を行わずに帰国したが、オマーン人スタッフの訓練を行うための研修員の受け入れ・日本人専門家の派遣について関係機関と協議を行った。

その結果、各関係機関の協力のもと右の実現を図ることが確認され、在オマーン国日本大使館を通じオマーン側へその旨通報された。

(2) オマーン側対応

在オマーン国日本大使館からの通報は口上書の形をとっていなかったため、オマーン側は難色を示したものの、最終的には口上書の発信なしで合意、S/Wに署名した。



### Ⅲ オマーン国の概要



### Ⅲ オマーン国の概要

#### 1. 概 要

オマーンは、アラビア半島の東南端に位置し、面積は約30万平方キロメートル（日本の約4分の3）で、アラビア半島では、サウディ・アラビアに次いで国土の広い国である。人口は1990年世銀発表で140万人（推定）（オマーンの推定では約200万人）、うち33万人が外国人である。この外国人の大半はインド人（約18万人）を中心とするアジア系の人種で占められている。

オマーンはアラビア湾の入り口ホルムズ海峡のムサンダム半島に飛び地領を持っており、この半島にアメリカ軍、英軍のレーダー基地があり、ここでホルムズ海峡に出入りする船を全部掌握していると言われている。

勿論、ホルムズ海峡はイランとオマーンの共有であるので、オマーンにとってはイランは常に気になる存在であり、事実イランの革命には神経を使った時期があった。

オマーンは、1970年までは保守的な鎖国政策をとり、その当時国交を持っていたのはわずかにイギリス、アメリカ及びインドだけであった。

1970年に現国王のカブースが即位するや直ちに開国政策をとり、1971年には国連にも加盟し、積極的な外交を進めてきた。

カブース国王即位後20年間に国内宥和及び経済建設は目覚ましい実績をあげ、国内情勢は極めて安定するに至った。

#### 2. 経済の現状

##### 1) 概 要

前スルタン時代（1970年迄）は、極端な保守的鎖国政策により、道路、病院、学校等の社会的施設はほとんど無く、産業も農業、漁業の他は僅かな手工業があるだけであった。カブース国王は1970年の即位以来、国内経済開発を意欲的に推進し、国家収入（1967年より開始された石油収入）の多くをインフラ整備に費やし、目覚ましい成果を挙げてきた。1975年迄には空港、港湾、道路、学校等の基礎的施設の建設に取り組み、その後政府は経済開発5ケ年計画を策定し、1976年～1980年の第一次経済開発5ケ年計画は引続きインフラの整備及び工業の振興に重点をおいたが、石油価格の下落の影響を受け、規模を縮小せざるを得なかった。しかし1985年秋に開催された湾岸首脳会議のための首都圏道路、公共建設物等の整備促進により首都圏の様相は一変した。

1986年から開始された第三次経済開発5ケ年計画では、地方のインフラ整備、農業・漁業及び振興を重点目標としたが、同年初め以降の大幅な油価下落の影響を受け、新規開発事業の見直し、棚上げを余儀なくされた。

89年はじめからの油価の持ち直しによりオマーン経済は愁眉を開いた格好である。現在、91年から開始する第四次経済開発5ケ年計画の策定が進行中であり、ポスト石油をにらんだ収入源の多様化、農業・水産振興、人材育成（オマナイゼーション）、地方のインフラ整備にウエイトがおかれている。

## 2) 天然資源の活用

### (1) 原油

原油の生産量は、現在、日量65万バレルで、一方、原油可採埋蔵量は約43億バレルと推定されているので、このままではあと19年の可採年数となる。

### (2) 天然ガス

天然ガスの生産量は、88年1,711億立方フィートで、埋蔵量は9.6兆立方フィートと見積もられている。

主な消費先は、発電所、海水淡水化プラント、銅精練所、セメント会社等の国内産業向けとなっている。

### (3) 銅

83年より電気精練プラント（生産能力20,000トン/年）が稼働しており、毎年約15,000トン生産している。

## 3) 産業

オマーンは、脱石油、石油モノカルチャーからの脱皮を真剣に検討し、数々の経済政策を打ち出している。すなわち、中小規模の製造業を育成し、自国で造れるものは自国で造ること、農業を奨励し自給自足体制をつくりあげること、漁業を奨励し輸出にまでもっていくことなどである。

### (1) 工業

現在オマーンの産業政策の基本は、いたずらに国の威信をかけた大規模重工業を起こすことは行わず、民生に密着した食品加工、建築資材、住宅関連の三分野を中小企業の規模で起業することとし、この方針を今後20年にわたり維持する、というものである。

第一次5ケ年計画以来、オマーン政府は民間部門の育成に力を注いできているが、特に製造業分野では1975年にはわずか10社、資本金47万リアルしか無かったが、1988年末には3,179社、資本金3億6千万リアルと急成長してきている。

政府は企業育成策として財政援助及びインフラ整備（ルセイル工業団地）の優遇措置をおこなっている。

#### ① 財政援助

- ・ 操業開始後5年間の法人税の免除
- ・ 生産必要原材料等への輸入関税の適用除外
- ・ 国産類似品への輸入関税の適用

- ・オマーン開発銀行からの低利融資
- ・政府融資（無利子）
- ・政府によるフィージビリティ・スタディの実施

② ルセイル工業団地による企業誘致

1983年に第一段階として40ヘクタール（76区画地）が完成し、1988年には100ヘクタール（125区画地）が完成している。

貸借期間25年（25年の再延長可能、借地料年0.5リアル/m<sup>2</sup>、借家料（工場建物）年2～4リアル/m<sup>2</sup>。

(2) 農 業

オマーン人の就労人口の50%は農業従事者と推定されているが、生産性がGDP 3%と農業人口に対して低い。政府は1988年を農業元年と定め、農業開発・振興に力を注ぎ始めている。1988年の耕地面積は55,756ヘクタールであり、生産物の構成比は、果実64%、穀物20%、野菜16%となっている。

(3) 水 産 業

1,700キロの海岸線を保有し、1万2千人の漁民、漁船約1万隻、水揚げ量16万トンである。

サワラ、タイ等の高級魚が豊富であり、中でもマグロ、ロブスター、モンゴウイカ等は日本へ輸出されている。

4) 教 育

1969年には3つの小学校と900人の生徒がいるだけであったが、1988年には735校と約30万人の生徒となっている。また1986年にオマーンではじめてのカブス大学が開校した。1990年11月に同大学の第一期卒業生約360名（教育学部、農学部）が巣立つ。

3. 我が国との関係

1) 貿 易

我が国のオマーンとの貿易は次の通りであるが、オマーンにとって我が国は輸出先国としても輸入先国としても実質的に第一位の相手国である。

日本の輸入は、殆ど原油であり、輸出は自動車、家庭用電気製品、その他の機械類が大半を占める。

（単位：百万米ドル 通関統計）

	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年
日本の輸出	461	468	508	554	228	262	348
日本の輸入	1,702	2,012	2,420	3,066	1,616	1,414	1,690

貿易の発展と並行して、日本の企業も進出し、経済関係が緊密化している。

## 2) 経済協力

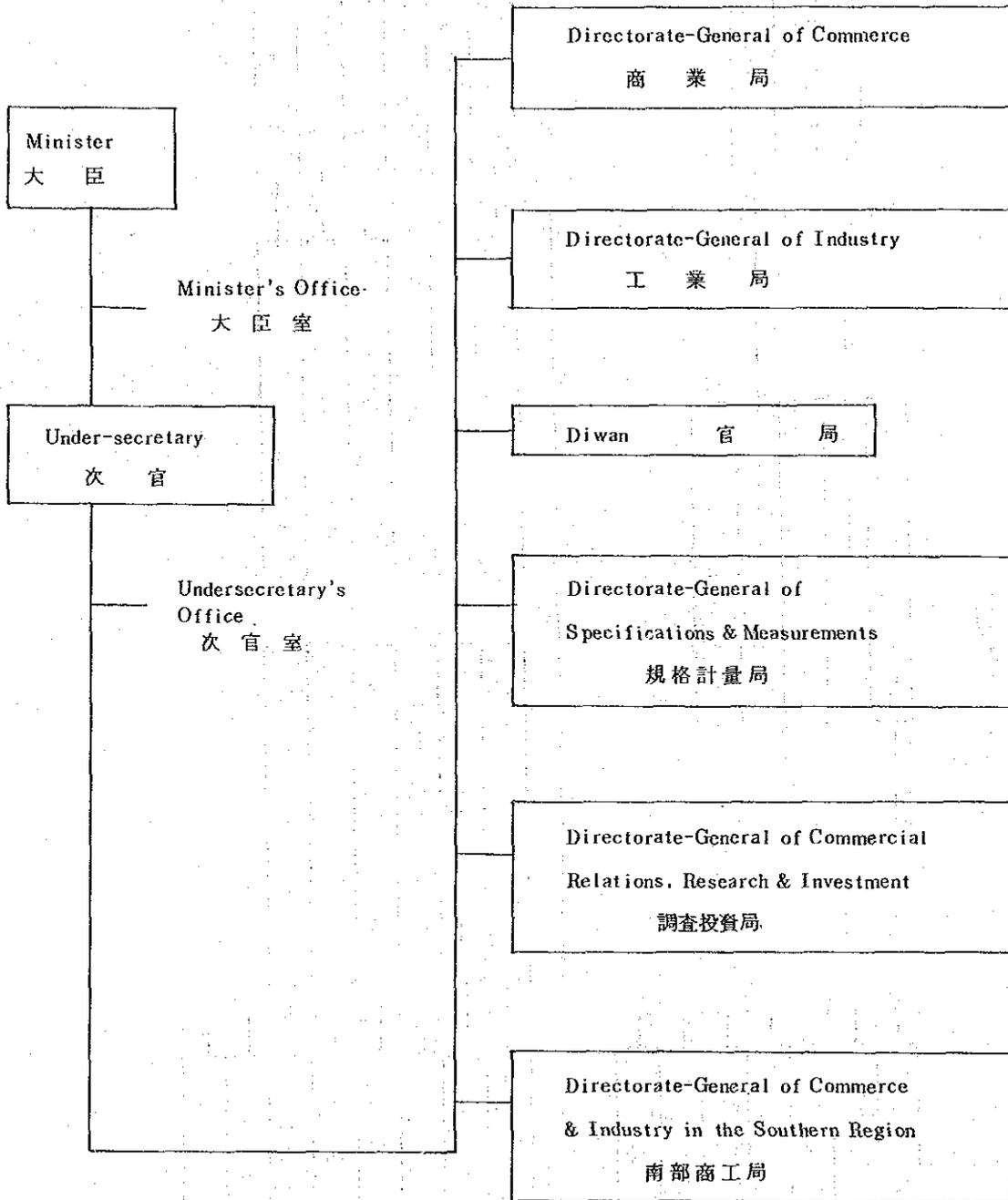
オマーンの一人当たりのGNPは、約5,070米ドル(88年値、世銀発表)と高いため、ODA資金供与は行ってきていないが、これまで我が国から研修員受入れ、調査団派遣、専門家派遣などの技術協力を行ってきた。この結果、開発調査実績はこれまで14件で、GCC(Gulf Coopertion Council: 湾岸協力会議)諸国内で最大規模、その他専門家派遣、研修員受入れ等を中心とする技術協力の供与実績は、湾岸諸国内でサウディ・アラビア、イラン、イラクと並ぶ規模である。

我が国との経済協力の総合窓口は、開発評議会であり、現在、我が国から専門家は、商工省(3名)、農水省(1名)、水資源省(2名)に派遣されている。関係省庁の組織図は次の通りで、本件センターは商工省工業局内に新設される予定である。



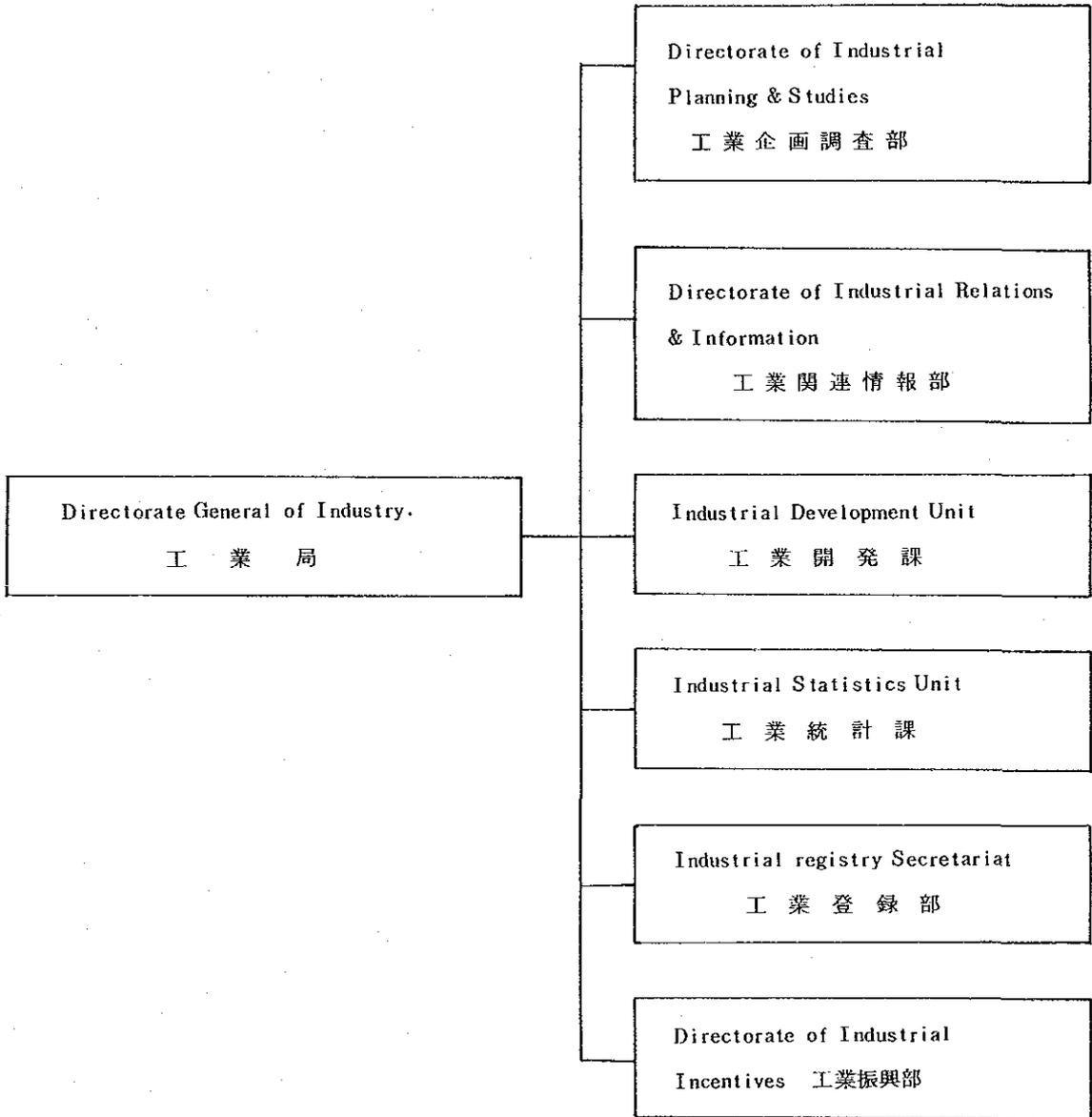
MINISTRY OF COMMERCE & INDUSTRY

商 工 省



DIRECTORATE GENERAL OF INDUSTRY

工 業 局





#### IV 統計の現状と問題点



## IV 統計の現状と問題点

### 1. オマーン国の統計の現状

オマーン国では、新SNA統計、輸出入統計、物価統計等一部の統計調査は実施されている。しかし、基礎的な一次統計である人口動態統計、国勢調査等を行われていない。

また、近年、石油に依存する経済体質からの脱却を図るための実施計画を策定しているものの、指針となるべき工業統計、商業統計が揃っていない。さらに、需要動向をとらえようとする場合に必要な企業等における設備投資、あるいは家計・世帯等における消費支出等の統計も実施されていないのが現状である。

しかし、開発評議会（Development Council）で発行している「オマーン国統計年報」に掲載されているものがあるので、その一覧を以下に掲げておくこととする。この一覧をみると、前述の既に実施されている一部の統計調査を除くと、統計調査と呼ぶよりも政府・公的機関への許認可事業または、資料総括というべきものが多いものとなっている。

なお、これらの資料の出所が記載されていないため、実際にデータを必要とする場合には、確認等に手間取るおそれがある。統計によっては、許認可・データ管理・資料管理担当省庁からデータを取り寄せ、開発評議会において再編・加工しているものが多いものと想定される。

#### <教育関係>

- ・学校教育調査（男女別、レベル別、教育タイプ別教室数・生徒数・職員数）

#### <医療関係>

- ・医療施設調査（地域別、タイプ別病院数・ベッド数）
- ・患者調査（入院・通院患者数、病種別患者数）
- ・出生・死産者数調査（地域別）
- ・死亡者数調査（年令世代別）

#### <旅行者関係>

- ・宿泊施設調査（タイプ別室数・ベッド数、国籍別宿泊者数）

#### <住宅関係>

- ・公営住宅調査（地域別・室数別設置戸数）
- ・新設建築物許認可調査（エリア別、住宅・非住宅別、サイズ別許可件数）

#### <労働関係>

- ・公務関係労働統計調査（組織別・国籍別・男女別労働者数）
- ・外国人労働許可統計調査（産業大分類別、職能大分類別発行件数、地域別、国籍別、賃金ランク別）
- ・主要産業労働者統計調査（ホテル業、石油製品工業、銀行業）

- ・ 社会保障調査（保障分野別）

#### <旅券関係>

- ・ 旅券発行高調査（発行・再発行・帰化別件数）
- ・ 外国人居住許可件数調査（許可登録地域別・公私別）
- ・ 国際旅客輸送調査（空港・港湾別国籍類別）
- ・ 航空機発着状況調査（空港別）
- ・ 船舶入出港状況調査（港湾別）

#### <通信関係>

- ・ 郵便物取扱数調査（郵便物別受発信数、国際郵便物別受発信数）
- ・ 郵便施設調査（施設別、地域別）
- ・ 電話回線数調査（電話交換局別）
- ・ 国際電信電話回数調査

#### <電気・水道関係>

- ・ 電力配線契約戸数調査（地域別）
- ・ 電力施設調査（発電所別容量）
- ・ 電力需給量調査（発電所別、月別、地域別）

#### <輸送関係>

- ・ 航空輸送統計調査（発着数、旅客者数、輸送貨物量）
- ・ 港湾輸送統計調査（港湾別入港回数・貨物量、商品別・月別量（カブス港・ライサット港）、船籍別カブス港入港回数）
- ・ 道路設備状況調査（車線別、地域別）
- ・ 自動車登録調査（登録者別新規登録・廃棄・保有台数、地域別保有台数）
- ・ 自動車運転免許書発行高及び交通事故調査

#### <農業関係>

- ・ 農業統計標本調査（地域別耕作面積・作物別作付面積、樹木別収穫量）  
第1回（1979年）調査
- ・ 作物統計調査（耕作面積、地域別生産量）
- ・ デイツ統計調査（未加工・加工品別生産）
- ・ 農家設備調査（肥料、トラクター貸し出し、噴霧器、ポンプ）
- ・ 農業統計標本調査（地域別・年齢別、種類別家畜保有数） 1982年調査
- ・ 獣医療措置件数調査（動物別）
- ・ 予防接種状況調査（動物別）

#### <漁業関係>

- ・ 漁業統計調査（地域別湾岸線距離数、タイプ別ボート数、漁師数、魚種別・業態別水揚げ量）

- ・漁業許可件数調査（地域別漁師数、ボート数、船外エンジン数、補助金額、受益者数）
- ・水産物輸出調査（種類別地域（国）別）

#### <企業関係>

- ・企業登録調査（産業大分類別、資本金規模別、経営組織別）
- ・製造業登録調査（産業中分類別地域別設立数・投資額・生産額、雇用者数、賃金）

#### <資源関係>

- ・原油統計調査（生産、輸出、資本形成、賃金、雇用者数）
- ・石油製品統計調査（油種別生産量、地域別販売量、地域別需給）
- ・地域別石油製品価格調査
- ・天然ガス需給統計調査（生産・消費）
- ・鉱業需給統計調査（鉱石量、販売額）

#### <貿易関係>

- ・輸出入統計（SITC品目別、地域別輸出、再輸出額、品目別輸入、最終消費者別主要業種輸入額）
- ・国際収支表

#### <金融・保険関係>

- ・銀行登録調査（設立年、許可事業所数、地域別営業所数）
- ・通貨発行高調査（通貨種類別）
- ・マネーサプライ統計（現金通貨、預金通貨、準備金、M1、M2）
- ・経済部門別貸出残高
- ・オマーン中央銀行勘定
- ・商業銀行決算書
- ・住宅金融公庫貸出残高（所得階層別、地域別）
- ・オマーン開発銀行貸出残高（部門別、地域別）
- ・オマーン銀行貸出残高（農水業目的別、地域別、グループ別）
- ・外国為替相場
- ・保険会社営業調査（国籍、設立年、支店数、保険種類別契約数・損金支払・受取手数料）

#### <物価関係>

- ・マスカット地区消費者物価指数（食料品、飲料、タバコ）
- ・輸入物価指数
- ・建築資材物価指数

#### <財政関係>

- ・歳入と歳出
- ・公的固定資本形成額（部門別）

- ・ 公的消費支出（機構別開発支出、機構別経常支出、タイプ別経常支出）

<国民経済計算>

- ・ SNA統計

## 2. 産業統計の現状

本件センターの機能としては、データ収集、整理、利用等が考えられているが、具体的には、工業統計、商業統計の整備と輸出入統計の利用であることから、工業と商業を所管している商工省と輸出入を所管している警察本部及び外国人労働者登録を所管している労働職業訓練省で統計の現状を聴取した。

### 1) 商工省工業局

現在、工業局及び商業局が保有している統計は、企業が事業許可申請時の「許可企業情報」と製造業にあっては製造開始後の、商業にあっては営業開始後登録時の「登録企業情報」（工業3,179社、商業49,570社）である。

この情報は、企業が申請、登録した時点の次のようなもので、企業のその後の活動状況は把握困難で、十分な内容とは言えない。

#### (1) 投資額20,000オマーンリアル（R.O.）以下の登録企業情報

- ① 登録番号
- ② 法人格
- ③ 株主名
- ④ プロジェクトの所在地
- ⑤ 敷地面積
- ⑥ 建築面積
- ⑦ 建設予定日
- ⑧ 生産開始日
- ⑨ 必要労働者数とその年間費用（オマーン人、外国人）
- ⑩ 販売市場の概要
- ⑪ 生産情報（年間売上高、販売単価、年間生産量、単位、製品名）
- ⑫ 生産工程の概要
- ⑬ 原材料とユーティリティ（総費用、単価、数量）（最大生産時）
- ⑭ プロジェクトの総投資見積額
- ⑮ プロジェクトの資金調達（自己資本、借入金）

#### (2) 投資額20,000R.O.以上の登録企業情報

- ① 企業名、所在地
- ② 電話番号、テレックス番号

- ③ 製品名
  - ④ 登録番号、登録日
  - ⑤ 許可番号、許可日
  - ⑥ 企業の法人格（合資、合名、有限、株式の各会社、個人企業）
  - ⑦ 株主名
  - ⑧ プロジェクトの所在地
  - ⑨ 敷地面積
  - ⑩ 建築面積
  - ⑪ 完工日
  - ⑫ 生産開始日
  - ⑬ 総投資額
  - ⑭ 自己資本、他人資本
  - ⑮ 他人資本の国籍
  - ⑯ 能力情報（製品毎の年間生産能力、販売単価）
  - ⑰ 年次別生産計画（製品別数量、単価、金額）（5年間）
  - ⑱ 製品規格（オマーン規格、その他の規格の名称、番号）
  - ⑲ 生産工程の概要
  - ⑳ 廃水、廃液の規制、処理方法の詳細
  - ㉑ 商工省の公害、産業安全にかかわる勧告の実施計画の詳細
  - ㉒ 必要労働者数とその年間費用（オマーン人、外国人）
  - ㉓ 雇用者数と年間費用
  - ㉔ 労働日、労働時期（年間労働日数、日直数、直勤務時間）
  - ㉕ 総投資額、資金調達内容
  - ㉖ 機械、設備及び発電機の詳細
  - ㉗ 必要原材料（種類別年間数量、工場仕入価格）
  - ㉘ ユーティリティの年間必要量（燃料、水、電気、蒸気）
- (3) 企業情報の処理には下記のコンピュータ HP 3000 が導入されており、オンラインは構内のみで、前述の(1)及び(2)項の情報検索処理に関し一部行われているが、十分な利用はなされていない。

端末機はHP 2622A、HP 2392 30台が設置されている。

## 機器（HP 3000）構成とそのソフトウェア

モデル	58
主記憶装置	5メガバイト
オンライン磁気ディスク	1500メガバイト
磁気テープ装置	1台（9トラック 1600ビット/インチ）
印刷装置	1台（600行/分）
端末機台数	30台
端末機型式	HP 2622A アラビア語/英語 HP 2392 英語
オペレーティングシステム	MPE V-version V-delta-5
データベースソフトウェア	TURBO IMAGE
言語コンパイラ	ANSI-84 COBOL

- (4) 商工省では、企業経営指導に際し、商品の国内需要量を必要としているが、商・工業統計と輸出入統計の品目分類コードが異なるため、把握困難な状況である。
- (5) 商工省から聴取した情報をベースに本件センターの概念設計を策定すると次のとおり考えられる。

## 産業統計情報センターの概念設計

### 1. 機能

- 1) データ収集（調査票の内容チェックを含む）
- 2) データ分析
- 3) データ公表、整理
- 4) データの利用促進
- 5) 人材の育成

### 2. 組織

工業局内の工業統計課が担当

### 3. 人 容

現在、5名（大卒4、専門学校卒1）

将来、2名増員の予定

調査時には、アルバイトも使う予定

### 4. サ イ ト

省内（証券取引所跡）に予定

### 5. 利 用 者

- 1) 政 府

① 商工省（産業政策判断に）

② 他省庁

2) 民間企業への情報提供（問い合わせに対し）

6. コンピュータシステムの概念設計

1) 収集情報に見合った規模

2) 利用者のニーズに合った機能

2) 警察本部の税関局

(1) 商品分類

① 現在、商品分類はHS（Harmonized Commodity Description and Coding System）コードを採用しており、G. C. C.（Customs Cooperation Council）で最低限の義務である4桁までの分類コードは、すべて設定済みで、それ以降の6桁及び自国分類となる8桁までの分類コードは、オマーンの現状に応じ必要な品目を設定しており、91年4月から一部実施を予定している。今後とも6～8桁の分類が必要な品目が発生すれば順次設定する予定である。

② 品目分類の設定にあたっては、関係省庁である開発評議会（技術総局政府統計局）や商工省（工業局工業統計課）とも協議の上設定している。

(2) 輸出入統計の収集等

① 輸出入業者は、オマーン国各地にある税関支部に輸出入の申告を行うが、各税関支部は、同申告書に基づき調査表に必要事項を記入し、インボイス等を添付して警察本部税関局に毎月送付することになっている。同局に送付された調査表は、まず Auditing Section で関税をチェックした後、統計部において品名とHSコードを対応させ、品目分類コードを記入の上、コンピュータに入力し集計している。

貿易統計年報及び同四半期報は、開発評議会から公表されているが、月報については公表されていない。要請があれば作表している。

② 統計部には20名のスタッフが配置されており、そのうち10名はコンピュータの入力者である。

③ 輸出入統計の単位は、原則として重量と価格で表示しているが、品目によりこれが困難な場合は、個数（台数）を表示している。その他の単位表示はない。

今後、統計の整備、システム化のためには、品目別の調査単位の設定が課題となる。

3) 労働職業訓練省労働局

① 企業の雇用者数、賃金等について3ヶ月毎報告書の提出を義務付けているが、あまり提出されていないのが現状である。

② 外国人労働者数については、外国人登録票に基づき集計されているが、外国人労働者

の中には、帰国時に登録せず帰国するケースが相当にあり、統計の信頼性は低い。

### 3. 産業統計作成上の問題点

統計の現状の節で既述したように、オマーン国での統計は、公共機関の資料集計または許認可事業のデータのみとなっている。また、各省への聞き取り調査によると、労働職業訓練省のように報告を義務づけながらも3ヶ月毎の定期報告が企業から報告されないままである。このことから、統計調査にあたって以下のことについて解決する必要がある。

#### 1) 統計基盤の整備

##### (1) 産業・商品分類表の作成

現状では、商工省においては、許認可・登録制度が実施されているため、事業所数の推移は把握できている。その際、分類は国際標準産業分類（ISIC）の中分類（2桁）を用いているが、自国の分類（例えば、オマーン標準産業分類；OSIC）は行われていない。

国際産業分類は、4桁コードで作成されていることから、詳しく（例えば、品目等）読み取ろうとするには難点がある。また、企業側（報告者）が報告する場合において、生産品目・事業が、どの産業分類に該当するのかが具体的に把握できない。

そこで、国際標準産業分類をブレイクダウンして、6桁または7桁の工業統計調査用標準産業（商品）分類及び商業統計調査用標準産業（商品）分類を作成しておく必要がある。また、将来の各種調査統計の整合性を考慮して商工業にとらわれずに、国際標準産業分類の全体を見直しの上、オマーン標準産業分類（OSIC）として作成することも一考である。

なお、分類の設定のみならず、具体的な品目がどの分類に該当するか、詳細分類での品目対応表も必要となる。さらに、これらの分類を用いて調査を行う場合に必要となる数量ベースの把握単位についても明確にしておくべきである。

##### (2) 調査票アウトラインの設定

商工省においては、実際に統計調査を行った経験がないために、どのような調査項目を設定したらよいかも不明であると思われる。そこで、工業情報分析を行う上で必要と考えられる調査項目を、列挙しておく必要がある。

しかし、単純な項目列挙だけでなく、その必要度合い及び必要性も記述しておく必要がある。また、諸外国で行われている調査項目との対応も併せて行う等により、必要でないものについても、その理由を明確にすべきである。

##### (3) 審査方法（データチェック方式）の概略

上記(2)と同様の理由により、記入済み調査票のデータチェック方式について、個票ベースでの整合性チェック及び調査票間でのチェックという観点から、当面考えられるも

のを想定したチェック方式、さらに将来を見越してのチェック方式等を作成しておくことも必要である。

#### (4) データ処理方式の設定

上記(3)とも関係するものであるが、集計データ間の関係(相関・整合等)、データの応用・利用、調査票作成からエンドユーザーまでのデータの処理(流れ)等について整理しておくことが必要である。データ利用に関しては、商工省、他省庁、研究機関等の意見を聞きながら整理する。

商工省では、個別データを許認可・登録制度のデータベースと合わせて企業情報として省内で利用することを考えているため、その方策について考慮しておく必要がある。

なお、ここでいう処理方式とは、電算機処理のことではなく、あくまでも実作業ベースのものである。

### 2) 実態調査

上述の基盤整備の(1)産業・商品分類表の作成は、日本からの調査団が自由に行えるものではない。そこで、以下のような手順により実態調査を行い、オマーン国の実態を見極めた上で、分類を考える必要がある。日本の分類を参考にすることはよいが、あくまでもオマーン国の実態に合った分類体系を作成することが絶対条件であると思われる。

また、これらの作業にあたっては、調査団だけで行うのではなく、可能な限り現地の統計課職員を交えて行うべきものである。これは、OJTの一つともなり、かつ統計作成上の重要な部分であると思われる。

#### (1) 事業所分布の把握

許認可・登録制度のデータベースを基に、事業所の所在地からその場所を地図上にプロットすることにより全体の分布を調べておく。そのプロット位置と対応させた事業所の規模、産業を明記しておく。

#### (2) 実態調査先の選定

上記(1)の分布により、なるべく全規模、全産業について、マスカット地区の浜辺事業所を選定し、実態調査を行う。

#### (3) 調査事項

実態調査を行うにあたり、工業統計調査の場合は、生産品目、原材料の入手先、生産物の用途・産出先について調査し、品目の流れを細かく追跡する。このことから、品目毎の重要性が把握できるものと思われる。

### 3) 調査方式の設定と決定

調査方式は、一般に次のものが存在する。調査方式分類では、郵送調査(Survey by Mail)、届出調査(Survey by Enumerator)がある。調査対象数で分類すると、全数調査(Complete EnumerationまたはCensus Survey)、標本調査(Sampling Survey)、

裾切り調査 ( Partial Enumeration with OUT-OFF METHOD ) がある。

調査方式でみると、労働統計調査 ( 労働省ヒアリング結果 ) のように郵送調査または届出調査では統計法の整備を図ったとしても、調査票の回収率は上がらず、精度の悪い統計数値になってしまうおそれがある。そこで、経費がかかるという難点があるものの調査員調査が良い方式となる。これは、UNDP の報告書にも盛り込まれているものである。

また、調査対象数でみると、標本調査は母集団 ( Population ) がつかめていないことから標本精度を安定させる上で困難なものとなる。裾切り調査については資本金額 10,000 リアル未満の事業所を裾切りしたり、従業員数 9 人以下を裾切りしたりして行うことができる。この場合には、2) 実態調査の(1)で作成した事業所分布図等が有益なものとなる。

このことから、調査員 ( Enumerator ) 方式による全数調査が最も良い方式となる。この段階では、UNDP 報告書とも同じである。しかし、さらに調査する必要がある。

なお、商工省では、裾切り調査の裾切り分について、地域 ( Erea ) 調査を毎年 1/3 ずつ行うことを最良の方式であると考えているようである。この方式は、過疎地域、一定の規模以下の部分について 3 年後には全てが揃い、見掛け上全数が揃うことになるが、全数にするための調査時点から全数推計時点までの動向が一切把握されないことに難点がある。そのため、日本では採用されていない方式であることに注意する必要がある。

#### 4) 調査員の選定と教育

前述したように、オマーン国には統計調査員がいないため、実際に統計調査を行う場合に、調査員をどのように何人採用するか、その制度上の問題、教育、管理等の問題を解決する必要がある。

日本の場合には、統計調査の初期段階に統計調査の精度向上のため、統計関係職員の採用を大幅に行った経緯がある。現在では、統計調査が長期間にわたって実施されていること、業界・団体が存在すること等から、調査員採用についてはあまり問題とはなっていない。

多数の人材確保については各方面からの検討が必要であり、少数の人材での事務分担が可能であるか等についても調査する必要がある。

なお、商業統計調査を行う場合は、小規模商店が多数あり、その小規模商店を捉えない限り商業活動、オマーン人の需要動向がつかめないことから、調査員とすべき人材の選定方法も必要となってくる。

## V 本格調査実施上の留意点



## V 本格調査実施上の留意点

### 1. オマーン人スタッフの活用

商工省では、昨年末に設置された工業統計課スタッフ 5 名の早期活用が重要な課題となっており、事前調査団に対しても強い要望が出された。

本格調査では、オマーン人スタッフは語学には問題ないものの、統計、商品等の知識、経歴が少ないため OJT による研修の向上をはかるとともに、調査をよりスムーズに進めるためスタッフ及び増員によるオマーン人の活用が必要である。

### 2. オマーン側の情報処理に関する計画の確認

今回の事前調査においては、商工省は企業情報が少なく、データ処理もコンピュータを利用しているが充分とは言えない状況であった。オマーン側のニーズ、将来計画を十分に考慮する必要がある。

### 3. 商品分類コード整備計画の確認

商品分類の設定に当たっては、HS コードの整備と並行して両者の分類コードの整合性をとる必要がある。

### 4. コンピュータ、通信保守体制の確認

コンピュータメーカーによっては、オマーンでの保守がスムーズに行えないメーカーもあるので、どのメーカーなら確実に保守が行えるのか確認することが望ましい。現在、保守が出来るコンピュータメーカーは、IBM、ヒューレットパッカード (HP)、WANG と言われている。又、同じように通信についても保守がどうなるかについて確認することが必要である。

### 5. ユーザーの確認

産業統計情報センターでのデータサービス、計算サービスのユーザー数 (端末数)、利用法について将来性を含めて確認し、センターコンピュータの主記憶容量、磁気ディスク容量などハードウェア規模とソフトウェアの必要機能を明確にすることが必要である。

また、企業側の当センター利用についての希望も可能な限りアンケート等で確認が必要である。

### 6. 既存計画書の活用

UNDP からオマーン側に計画書が提出されており、これらのレポートを有効に活用する

必要がある。この計画書を要約すると、以下の通りである。

#### 1) 勧告内容

- ① 工業統計プログラムの開発
- ② オマーン人専門家の育成
- ③ 次期5カ年計画に利用しうる継続的経済資料収集プログラムの基盤確立
- ④ 工業のGDP（国内総生産）等に占める地位を明確化する基盤の確立

#### 2) 計画書の構成

- ① 工業資料収集プログラム
- ② 統計の目的
- ③ 現行の登録手続きと工業統計プログラム
- ④ 勧告制度
- ⑤ 実施計画
- ⑥ 要員、施設及び費用

項目①について、商工省は地域を3分割し、毎年1/3ずつ調査するとのアイデアがあったが、データの統一性、継続性が保たれず、統計的手法としては問題がある。

### 7. 商工省の登録企業情報改善計画の確認

現在、商工省が保有している登録企業情報は、登録申請時の資本金、従業員数、投資金額、取り扱い品目などの項目のみで、それ以降の生産実績、販売実績、従業員の増減などの把握が行われていない。メンテナンス等の関連性、下記の王室統計令と併せて、その対策について考慮する必要がある。

#### 1) 王室統計令（1988年12月17日公布 87号）

- ① 統計局は、調査を実施し、統計を発表する。
- ② 統計局の指導のもとに、各政府機関は、統計情報の収集ならびに公表ができる。
- ③ 統計局の許可のもとに、各企業は、自社製品の販売分野にかかわる情報の収集ならびに公表ができる。
- ④ 各政府機関、企業ならびに個人は、統計局の要求した情報を提供しなければならない。但し、国防省は除くが税関は含まれる。
- ⑤ 個別情報は、全て秘密扱いとするが、集計して公表できる。
- ⑥ 個別情報は、法廷で使用してはならない。
- ⑦ 本秘密情報を漏洩する者は、最高6ヶ月の刑務に服すると共に500 R. O. の罰金を支払わねばならない。
- ⑧ 情報提供しない者、又は、故意に間違った情報を提供する者は、3ヶ月の刑務に服すると共に300 R. O. の罰金を支払わねばならない。

#### 8. 統計調査方法等の困難性

工業・商業とも株式会社、有限会社は、貸借対照表、損益計算書の作成が義務付けられているため、会計データを整備しているが、合資会社、合名会社、個人企業は殆ど整備していない。また、企業が主要都市に限らず各地に点在しているため、実査を郵送調査にするか、調査員調査にするかによって異なるが、困難性が予想される。

#### 9. 郵便事情

郵便事情が悪いため、調査、収集には充分配慮する必要がある。



## VI 参 考 資 料



# 1. 調査団・対処方針

## I. 調査要請の背景及び内容

オマーン政府は石油に依存する経済体制からの脱却を図るため、第3次5カ年計画の重点項目として以下の4項目を掲げている。①地方インフラの整備、②中小工業の振興、③農業・畜産の振興、④漁業の振興。この内②の中小工業の振興については、オマーンの経済体制の改革を図る上において重要な課題である。しかしながら、政策を立案するための各種データの整備状況が不十分なため、その立案が困難な状況にある。かかる状況下、オマーン政府はデータの収集・整備のための産業統計情報センター設立を計画し、我が国に対して設立計画策定の協力を要請越したものである。

本件調査は、この産業統計情報センター設立のための具体的なプログラムの策定を行うものである。

## II. 事前調査団の目的

1. カウンターパートである商工省及び他関係機関訪問
2. 本格調査に係るS/Wの協議及び署名
3. 関連情報の収集

## III. 調査団の構成

- |          |             |                  |
|----------|-------------|------------------|
| 1. 榎本 正義 | 団長・総括       | 国際協力事業団 工業調査課課長  |
| 2. 森野 康男 | 調査統計行政      | 通商産業省 商業統計課      |
| 3. 若井 一己 | データ解析・電算設備  | 通商産業省 統計解析課      |
| 4. 山下 孝夫 | 情報システム(ソフト) | コスモ石油(株) 海外協力部課長 |
| 5. 金田 剛士 | 調査企画        | 国際協力事業団 工業調査課    |

## IV. 調査日程

平成2年9月16日(日)～9月25日(火) (10日間)

詳細は別添1参照(省略)

## V. オマーン政府関係機関

Ministry of Commerce and Industry

商工省

## VI. S/W案

別添2参照(省略)

## Ⅶ. 対処方針

### (1) 各種調査及び・スタッフ育成トレーニングの実施について

オマーン側から提出されたT/Rでは、各種統計調査の実施や、オマーン人スタッフの育成トレーニングの実施が要請されているが、本件調査はプログラムの作成が目的であり、調査・トレーニングの実施は、調査終了後所定の要請があれば、別途検討することをオ側に伝える。

### (2) ソフト開発について

センター設立に伴うコンピュータシステム(ソフト)開発は、本格調査では行わない旨、オ側に伝える。

### (3) 品目分類及び調査期間について

オ国における品目分類が充分整備されている場合には、品目分類の策定の必要性がなくなるため、調査期間が短縮される可能性が高いが、その品目分類の整備状況及び調査期間については、調査団の判断に一任するものとする。

### (4) その他の調査項目・内容等の変更について

調査の項目・内容等については、オ側のT/Rに基づき作成したものであるが、当方のアイデアもかなり組み込んであるため、調査結果によっては変更する方が適切である場合も想定される。したがって、本質的かつ重大な変更があるときは帰国後検討するが、大きな調査量・調査項目の変更がない場合には調査団の判断に委ねる事とする。

### (5) 字句の修正

英文の文言の変更・表現の修正については、実態上問題がなければ調査団の判断に委ねる事とする。

## 2. SCOPE OF WORK

SCOPE OF WORK  
FOR  
THE STUDY  
ON  
THE ESTABLISHMENT OF THE INDUSTRIAL STATISTICS INFORMATION CENTER  
IN  
THE SULTANATE OF OMAN

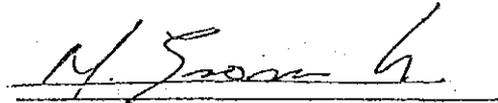
AGREED UPON BETWEEN  
MINISTRY OF COMMERCE AND INDUSTRY  
AND  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

MUSCAT, 14TH NOVEMBER 1990



---

KHAMIS AL KIYUMI  
DIRECTOR GENERAL OF INDUSTRY  
MINISTRY OF COMMERCE  
AND INDUSTRY



---

MASAYOSHI ENOMOTO  
LEADER  
PRELIMINARY SURVEY TEAM  
JAPAN INTERNATIONAL  
COOPERATION AGENCY

## I. INTRODUCTION

In response to the request of the Government of Sultanate of Oman (hereinafter referred to as "Oman"), the Government of Japan decided to conduct The Study on the Establishment of the Industrial Statistics Information Centre (hereinafter referred to as "Study") in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Accordingly, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programmes of the Government of Japan, will undertake the Study in close cooperation with the authorities concerned of Oman.

The present document sets forth the scope of work with regard to the Study.

## II. OBJECTIVE OF THE STUDY

The objective of the study is to formulate a programme for establishment of an industrial statistics information centre.

The centre shall have the following functions to make good use of industrial statistics data.

1. Data collection
2. Data analysis
3. Data publishing and arrangement
4. Promotion of data use
5. Education and training of personnel

## III. SCOPE OF THE STUDY

In order to achieve the above objective, the study shall cover the following items:

1. Review of the Industrial Statistics in Oman
  - (1) the present situation of and policy on industrial statistics
  - (2) relevant laws and regulations
  - (3) commodity classification
  - (4) contents of existing data
  - (5) data collecting method
  - (6) data analyzing method

- (7) data using method
2. Formulation of commodity classification
3. Possible users and their demand
4. Formulation of concept design of the center
  - (1) functions and activities
  - (2) operational organization
  - (3) location and condition of project site
  - (4) outline of facilities and equipment
  - (5) education and training plan
  - (6) implementation schedule
5. Cost estimation
  - (1) construction cost
  - (2) running cost
6. Conclusion and recommendation

#### IV. STUDY SCHEDULE

##### 1. Steps

- Step 1: preparatory work in Japan
- Step 2: work in Oman
- Step 3: work in Japan
- Step 4: work in Oman
- Step 5: work in Japan
- Step 6: presentation and discussion of the draft final report

##### 2. Schedule

The tentative schedule for the Study is as shown in Annex.

## V. REPORTS

JICA shall prepare and submit the following reports written in English to Oman:

1. Inception Report at the beginning of the step 2 : 10 copies
2. Progress Report at the end of the step 2 : 10 copies
3. Interim Report at the beginning of the step 4 : 10 copies
4. Progress Report at the end of the step 4 : 10 copies
5. Draft Final Report and its summary within three (3) months after the end of the step 4 : 15 copies
6. Final Report and its summary within two (2) months after the receipt of comments on the Draft Final Report by Oman : 30 copies

## VI. UNDERTAKINGS OF THE GOVERNMENT OF OMAN:

1. In order to facilitate a smooth and efficient conduct of the Study, the Government of Oman shall take necessary measures:

- (1) to secure the safety of the Study team
- (2) to permit the members of the Study team to enter, leave and sojourn in Oman in connection with their assignment therein, and exempt them from alien registration requirement and consular fees
- (3) to exempt the Study team from taxes, duties and any other charges on equipment, machinery and other materials brought into and out of Oman for the conduct of the Study
- (4) to exempt the Study team from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to the members of the Study team for their services in connection with the implementation of the Study
- (5) to provide necessary facilities to the Study team for remittance as well as utilization of the funds introduced in Oman from Japan in connection with the implementation of the Study
- (6) to secure permission for entry into private properties or restricted areas for the conduct of the Study

- (7) to secure permission for the Study to take all data, documents and necessary materials related to the Study out of Oman to Japan
  - (8) to provide medical services as needed. Its expenses will be chargeable to members of the Study team
2. The Government of Oman shall bear claims, if any arises against member(s) of the Japanese Study team resulting from, occurring in the course of otherwise connected with the discharge of their duties in the implementation of the Study, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the Study team.
  3. Ministry of Commerce and Industry shall act as counterpart authorities to the Japanese Study Team and also as coordinating body in relation with other governmental and non-governmental organization concerned for the smooth implementation of the Study.
  4. Ministry of Commerce and Industry shall, at its own expense, provide the Japanese Study team with the following, in cooperation with other organization concerned:
    - (1) available data and information related to the Study.
    - (2) counterpart personnel.
    - (3) suitable office space with necessary equipment in Muscat.
    - (4) credentials or identification cards.

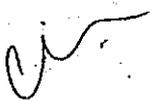
#### VII. UNDERTAKING OF JICA

For the implementation of the Study, JICA shall take the following measures:

- (1) to dispatch, at its own expense, a study team to Oman,
- (2) to pursue technology transfer to Oman counterpart personnel in the course of the Study.

VIII. OTHERS

JICA and Ministry of Commerce and Industry shall consult with each other in respect of any matter that may arise from or in connection with the Study.



Tentative Schedule of the Study

Item	Month														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
Preparatory Office Work (Step 1)															
Field Work (Step 2,4)		Ic/R		P/R				Ic/R		P/R					
Home Office Work (Step 3,5)															
Submission of Draft Final Report												Δ			
Presentation of Draft Final Report (Step 6)															
Submission of Final Report															▲

Work in Japan    
 Work in Oman    
 Ic/R: Inception Report    
 P/R: Progress Report    
 I/L/R: Interim Report

*Ch*

*me*

### 3. RECORD OF MEETINGS

RECORD OF MEETINGS

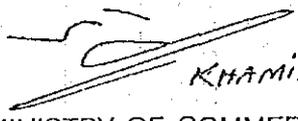
ON

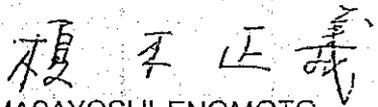
THE ESTABLISHMENT OF THE INDUSTRIAL STATISTICS INFORMATION CENTRE

IN

THE SULTANATE OF OMAN

MUSCAT, 23 SEPTEMBER 1990

  
KHAMIS AL KIYUMI  
MINISTRY OF COMMERCE & INDUSTRY

  
MASAYOSHI ENOMOTO  
LEADER  
PRELIMINARY SURVEY TEAM  
JAPAN INTERNATIONAL  
COOPERATION AGENCY

RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE OFFICERS OF MINISTRY OF COMMERCE & INDUSTRY AND MEMBERS OF JICA TEAM

Sub: Establishment of an Industrial Statistics Information Centre in the Sultanate of Oman.

Detailed discussions were held between the two sides on 18, 22 & 23 September 1990. Mr. Masayoshi Enomoto, Leader of JICA Team presented "Scope of Work for the study on the establishment of the Industrial Statistics Information Centre in the Sultanate of Oman". A copy of the scope of work, presented by JICA Team is attached herewith.

The officers of Ministry of Commerce & Industry stated that this Scope of Work did not respond to the needs of the Ministry of Commerce & Industry. The request of the Ministry was that the Government of Japan should

- (a) review the studies already available in the Ministry on the subject, and fill up the gaps and deficiencies in these studies
- (b) arrange for a comprehensive training of the Omani officers who have already been recruited for the Industrial Statistics Centre, and
- (c) depute Japanese experts for undertaking industrial surveys, so that the full programme may actually be realised under the supervision and cooperation of the Japanese experts with the trained Omani national professionals.

In other words, there are 3 inter-connected essential components of the request from Ministry of Commerce & Industry and these 3 components have to be dealt with under one scope of work. They should not be dealt with separately.

The JICA Team appreciated the view point expressed by the officers of Ministry of Commerce & Industry, but stated that they have no authority to make any commitment regarding training Omani national professionals and despatching of Japanese experts for realisation of the project. They will have to consult the concerned departments in the Government of Japan before they can give any commitment regarding these two components of Ministry's request.

The Ministry of Commerce & Industry also strongly emphasised that during the period of review of the existing studies and filling up the gaps and deficiencies in these studies, the Omani professionals should be trained either in Japan or in some other specialised institution selected by Government of Japan, so that when the actual implementation and realisation of the project commences with the arrival of the Japanese experts for undertaking actual industrial surveys, the

trained Omani professionals are also available to assist them and to participate in the actual surveys. In the opinion of the Ministry, it is of very high importance that during the period of the review of the study and preparation of the programme for actual surveys, the training of Omani professionals must be completed.

The JICA team noted the concern and the request of the Ministry of Commerce & Industry and stated that they would support the request of the Ministry with the concerned departments of Government of Japan, and after obtaining appropriate decisions, they would convey the same to the Ministry of Commerce & Industry.

#### 4. 米国国勢調査局「工業統計情報資料センターの設立起案書」

アメリカ合衆国 国勢調査局

オマーン国商工省内における  
統計能力の開発に関するレポート

工業統計情報資料センターの設立起案書

契約委嘱 国連開発プロジェクト

(契約番号 RAB/84/011)

## オマーン工業の一般的概要

### オマーン工業

1940年において原油を発見したが、道路整備の遅れにより出荷体制が整備されたのは1967年であった。その年21坑井より20.9百万BLの産油量をみた。

当初急速に進んだ原油開発も1970年代に落ち着き、年産102～133百万BLである。

1980年頃の産油量・石油収入は次のとおり。

年	産油量	P.P.(US\$)	収入(100万 O.R.)
1978	114.7	13.073	521.8
1979	107.7	28.304	745.7
1980	103.7	36.607	1,244.6
1981	119.8	34.047	1,526.4
1982	122.6	34.029	1,409.6
1983	141.9	29.0	1,346.6

(0.3457 O.R. = US\$)

オマーン原油の売り先は日本(50%)、シンガポール(12%)、韓国(11%)、アメリカ(8%)である。

原油発見前におけるオマーンの産業は農業・酪農・漁業・工芸品であり、1975年において186社が製造業として登録されていた。

1975年以降道路等環境整備が急速に進み、それに伴い建設資材の需要が高まった。その結果セメント、扉、タイル、煉瓦、塗料等建設資材を中心として製造会社が増加した。国内需要の60%をレイスト及びルサイルの2ヶ所にあるセメント工場が供給するに至っている。

第一次5ヶ年計画(1976～80年)は内需中心であった。第二次5ヶ年計画(1981～85年)はこれをより強化し、3.5億US\$を工業開発に当てている。

1975～83年間に新設された会社は下記のとおりであるが、かなりの数の会社は消滅していると思われる。

年	新規設立登録	累計
1975	186	186
1976	218	402
1977	128	530
1978	95	625
1979	140	765
1980	90	855
1981	74	929
1982	213	1,142
1983	85	1,227

規模は次のとおりである。

規模(従業員数)	会社数	%	従業員数	%
25人未満	1,022	83	11,129	18
25~49人	137	11	6,638	11
50人以上	68	6	42,530	71
合計	1,227	100	60,287	100

工場の殆ど(恐らく90%)はマスカットームトラアー地区及び南部のサララー地区に集中している。

#### オマーン工業の特徴

製銅業 1983年 設立

製油所 ① 1981年 5万B/D 内需用

② サララー地区に検討中

ルサイル工業地(サイープ国際空港より15Km西方)

1983年 90ヘクタール造成完了

9工場同年完成

100以上の工場が建設中

1984年 32工場の為、50ヘクタール拡張

食品工業を含め原料は自国産に依存しており、従業員の多くはオマーン人である。

## 序論

第一次5ヶ年計画（1981～1985年）は工業化を目的として発足した。自国産原料を使い原油収入に依存せずに自立出来る経済的基盤を確立することを目的としたものである。3.5億ドルの援助資金を政府は準備した。

現に同期間、相当数の会社が設立された。しかし、統計資料の不備はその成果を把握し得ず、次の5ヶ年計画の立案をも困難にし、予算の立てようもないのが現状である。

この解釈の為、我々が派遣され提案書を作成した。

本報告書は国連開発プログラムの委託によるものであり、その勧告は次のとおりである。

- 1) 工業統計プログラムを開発する。
- 2) オマーン人専門家を育成する。
- 3) 次期の5ヶ年計画に利用しうる継続的経済資料収集プログラムの基盤を確立する。
- 4) 工業のGDP（総国内生産）等に占める地位を明確化する基盤を確立する。

### 〔I〕 工業資料収集プログラムに三つのオプションがある。

#### 1. オプション1

現存の工業登録ファイルに基づき、返信付郵送調査を行う。

欠点：① 郵送しても返信率が非常に悪い。

② 宛先の住所も信頼に足るものでない。

#### 2. オプション2

登録と国勢調査を同時に行う。

全ての企業の登録を義務づけ、それと同時に国勢調査表に書き入れさせる。

登録証明書と引き換えに国勢調査表を回収する。

欠点：① 全企業が登録してくれるとは限らない。

② 登録しなくても営業上差し支えない。

③ 製造、非製造業を兼業している経営者にとり、登録せねばならない理由が明確でない。

### 3. オプション3 地域別実地調査

地域を以下の三つに分ける。

1. 都市部 調査が3日間にて完了し終える程度に細分化する。
2. 田園地区 3日程度に調査できるよう区分する。
3. 過疎地区 本調査より除外する。

結論：オプション3を勧告する。

## (II) 統計の目的

### A. 工業統計情報資料センターの設置

商工省内に当センターを設立することが望ましい。

現在存在しないが、当センターはオマーンにおける工業に関する統計資料を継続的に収集・編纂・分析・公布・配布する所である。

又、オマーン人専門家により運営されるものである。

#### 設立の条件

1. 商工省の内部組織である。
2. 秘守義務及び強制的報告につき法律的基礎を強化する為、法律を改正する。
3. 運営はオマーン人による。
4. オマーン人専門家及び職員をトレーニングする。
5. 必要とする機器及び設備を調達する。
6. センターを育成し、確立する為、大手の統計専門会社から技術援助を受ける。

#### センターの目的

1. 統計の利用者と協力し、センターの統計資料を利用者のニーズに合うような体制にしておく。
2. 政府及び私企業のニーズに合う為、データの収集及び公表プログラムを開発する。
3. 工業に従事している企業につき基本的及び人に知られても良い資料をいれたオマーン製造会社の名鑑を作成し、公表する。
4. 5ヶ年計画に関する分析、政策再検討と開発につき、別途統計報告書を作成する。

B. 工業に関する規模・構成・成長につき、年次別変化をモニターする。

年度調査プログラムの目的は下記のとおり。

1. 製造業につき、包括的な経済変化をモニターする。
2. 既存能力で既に充分であり政府として資金援助をしなくても良い産業を明確化する。
3. 生産能力不足で政府の援助資金が要る産業を明確化する。
4. ライセンスの有効期間を分析し、投資前F/Sが特に必要なリスクの高い産業を明確化する。
5. 雇用の全般的水準と外国労働者の経済的重要性につきモニターする。
6. 消費材及び生産材につき、輸入品と国産品の比率をモニターする。
7. 輸入原料に比し、製造に使用されるオマーン資源の比率をモニターする。

C. 公報

資料を公表し、政府機関と云わず私企業に資する。

〔Ⅲ〕現行の登録手続きと工業統計プログラム

・企業の登録制度（現行）

1. Commercial License
2. 商工会議所会員居
3. 製造会社は工業許可
4. 工業登録（工業許可書発行後6ヶ月後）

・雇用関係—労働省への登録

1. 年度別雇用予定届け
2. 外国人労働者の為の労働カード制度

〔Ⅳ〕勧告する制度の内容

1. 現行のデータの使用を強化する。
  - a. 現行工業登録及び許可資料を電子計算化する。
  - b. 労働カード資料その他を労働省より得る。
  - c. 単一計算機にいれるべく資料整理する。
  - d. 作表

## 2. 年次調査

規模、組織、工業の特性を知る。

- a. 3年間に少なくとも一度は調査されるべき地域を分け、製造会社をサンプリングして調査する。
- b. 資料を毎年公表する。
- c. 全ての企業を統計的に登録する為、資料を累積して行く。
- d. 継続的に定義・手続き・収集方法・サンプリング・データ処理方法をテストし改良を加えて行く。

当プログラムは次の利益がある。

1. 1987年に工業活動につき国として信頼に足る予測をしようようにする。
2. トレーニングを終え、経験を積んだ結果、センターとして行き届いた収集と処理方法が判然として来る。
3. 資料が徐々に累積して来る。
4. 数年調査をかさねた結果、工業、望むべくは経済国勢調査を行い得る能力を持ち得る。

## 3. 経済国勢調査

選別された企業でなく、全ての企業を完全に包含する国勢調査である。

国勢調査は製造業のみならず次の部門を含むものである。

卸売、小売、サービス、建設、鉱業、採石、運輸、金融、保険、不動産。

しかも全般的経済国勢調査が施行されるのはセンターが充分機能し得るようになってのちである。

### 統計プログラム

年次	工業及び労働 登録制度資料	年次調査	経済国勢調査 (5年毎)
1985	x x x		
86	x x x		
87	x x x	x x x	
88	x x x	x x x	
89	x x x	x x x	x x x
90	x x x	x x x	
91	x x x	x x x	
92	x x x	x x x	
93	x x x	x x x	
94	x x x	x x x	x x x
95	x x x	x x x	

## (V) 実施計画

### A. 現存資料の使用強化

1985年4月～1985年11月

### B. 年次調査計画

#### 1. 統計資料の収集、公表に関する関連法規を改正する。

##### a. 資料の秘守

得た資料は他の公的機関と云えども使用出来ず、全て統計の用に供する為のみとする。

##### b. 無回答に対する罰則規定を設け、資料提供を絶対的命令のものとする。

#### 2. 企業の所有している記録の実態調査を行う。

#### 3. 商工省内に統計センターを設置する。

スタッフはオマーン人とし、トレーニングされるものとする。

#### 4. 地図と航空写真によりサンプル地域を明確化する。

#### 5. 7人のセンター要員及びそのトレーニング

1. Survey Director 1名

2. Economic Statisticians 3名

3. Data Processing Staff 2名

4. Sampling Statistician 1名

### C. トレーニングプログラム

トレーニング期間 1985年8月～1986年6月

トレーニング場所 International Training Center  
(U. S. Bureau of the Census 内)

1986年7月帰国後、第1回目の年次調査の準備をする。

#### ① 調査実施

##### 1. 調査準備

##### 2. 実地調査員の選考とトレーニング

オマーン大学の学生を短期間雇用

3. データ処理準備
4. 実地調査、データ記入、編集、処理
5. 分析  
必要あらば修正を加える
6. 公表準備、印刷、配布

〔VI〕要員、施設及び費用

A. 長期要員

<u>人数</u>	<u>カテゴリー</u>
1	Survey Director
2	Secretary
3	Economic Statisticians
2	Data Processors
1	Sampling Statisticians
2	Clerks
11名	

B. 短期要員

現場調査期間 2ヶ月～3ヶ月（毎年1月より）

<u>人数</u>	<u>カテゴリー</u>
4	班長
15	面接調査員
4	運転手
5～10	データ記入クラーク
3	編集、コーディング、クラーク

C. 器材

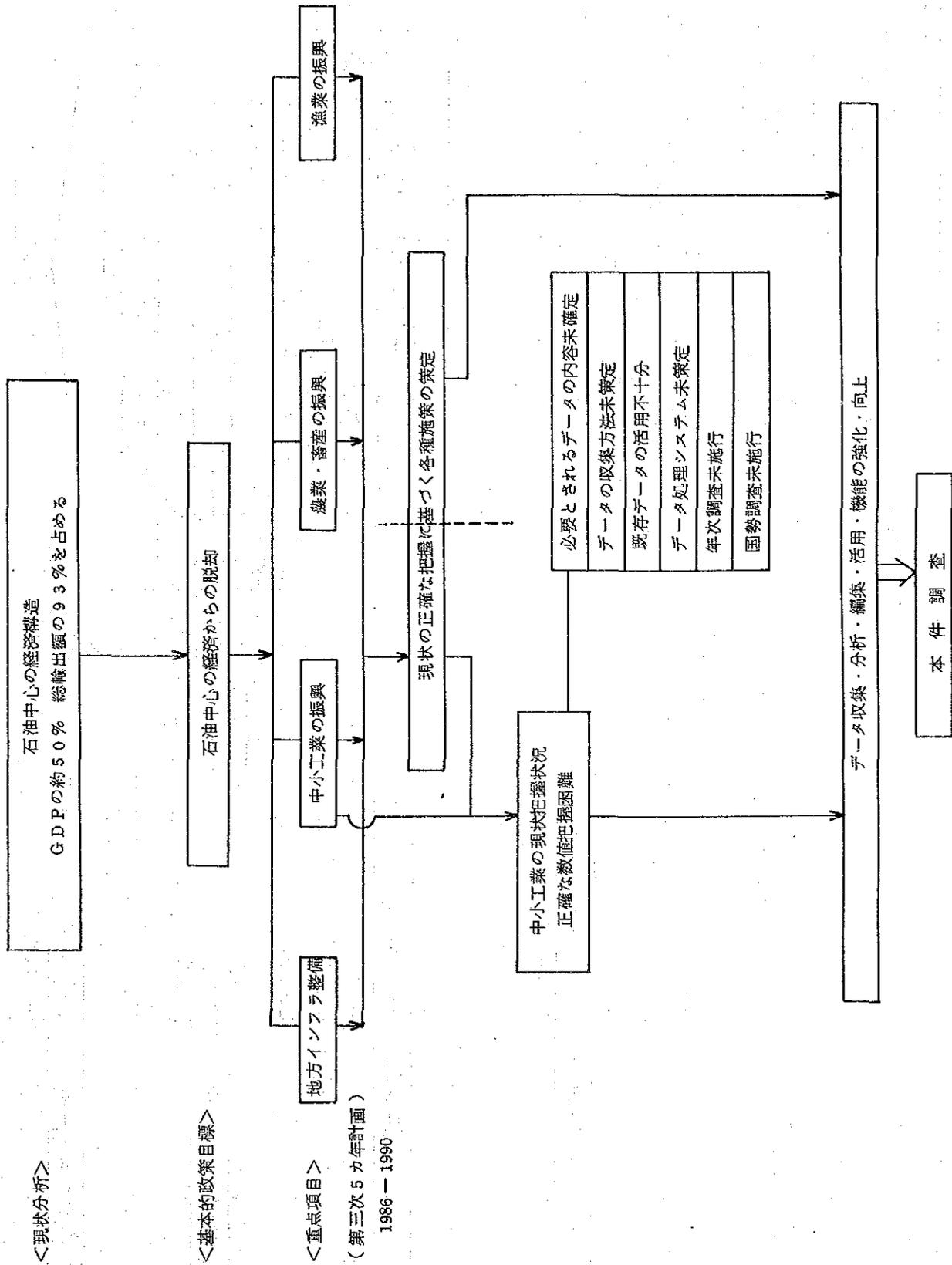
<u>数量</u>	<u>品目</u>
4	車輛
2	マイクロコンピューター／ワープロ
40	ミニ計算機

① 技術援助料（含むトレーニング）

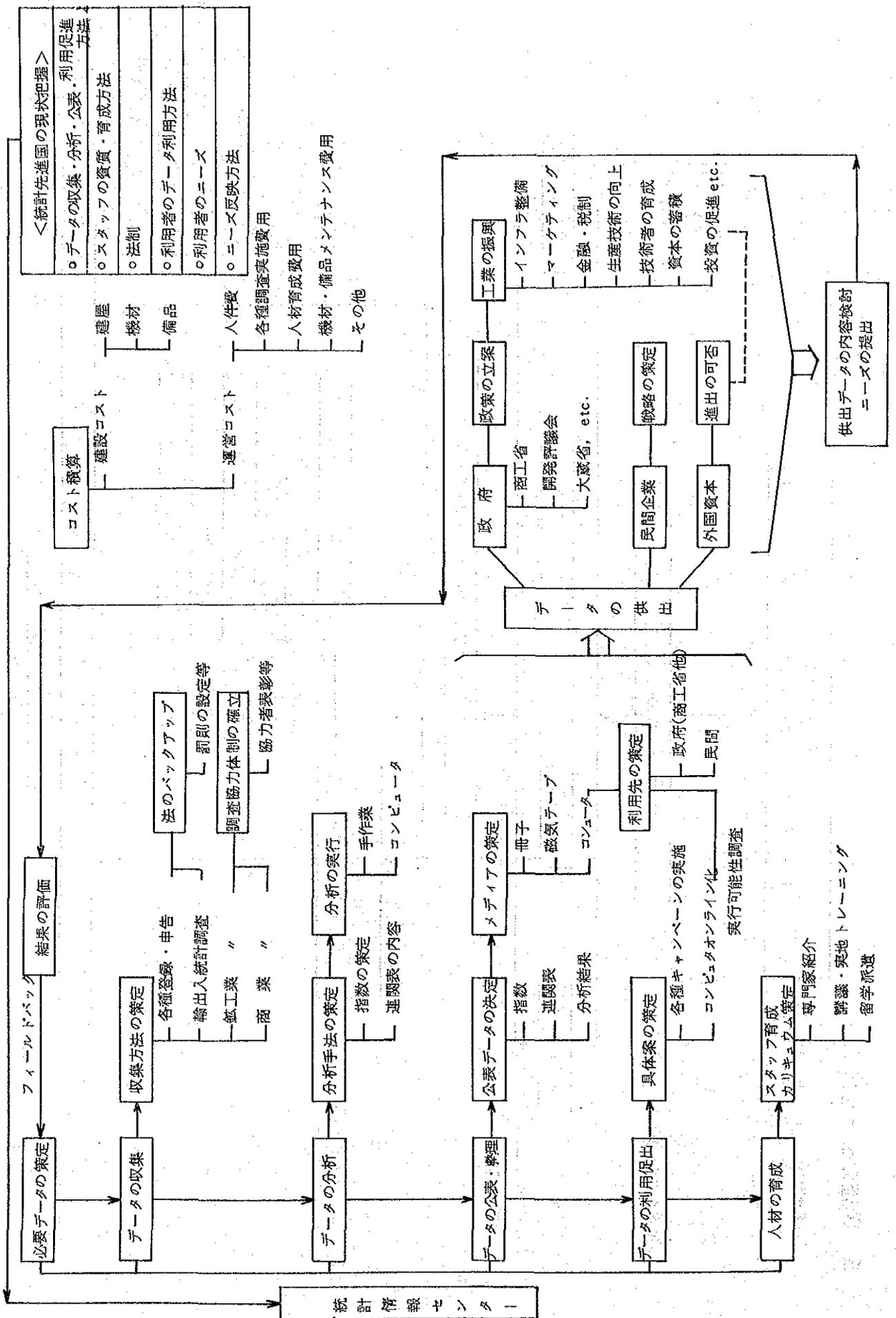
年次	トレーニング費	技術援助	合計（US\$）
1985	182,412	197,550	379,962
1986	x	130,139	130,139
1987	x	322,629	322,629
1988	x	151,045	151,045
合計	182,412	801,363	983,775

以上

# 5. 調査の位置付け



# 6. 調査の概念

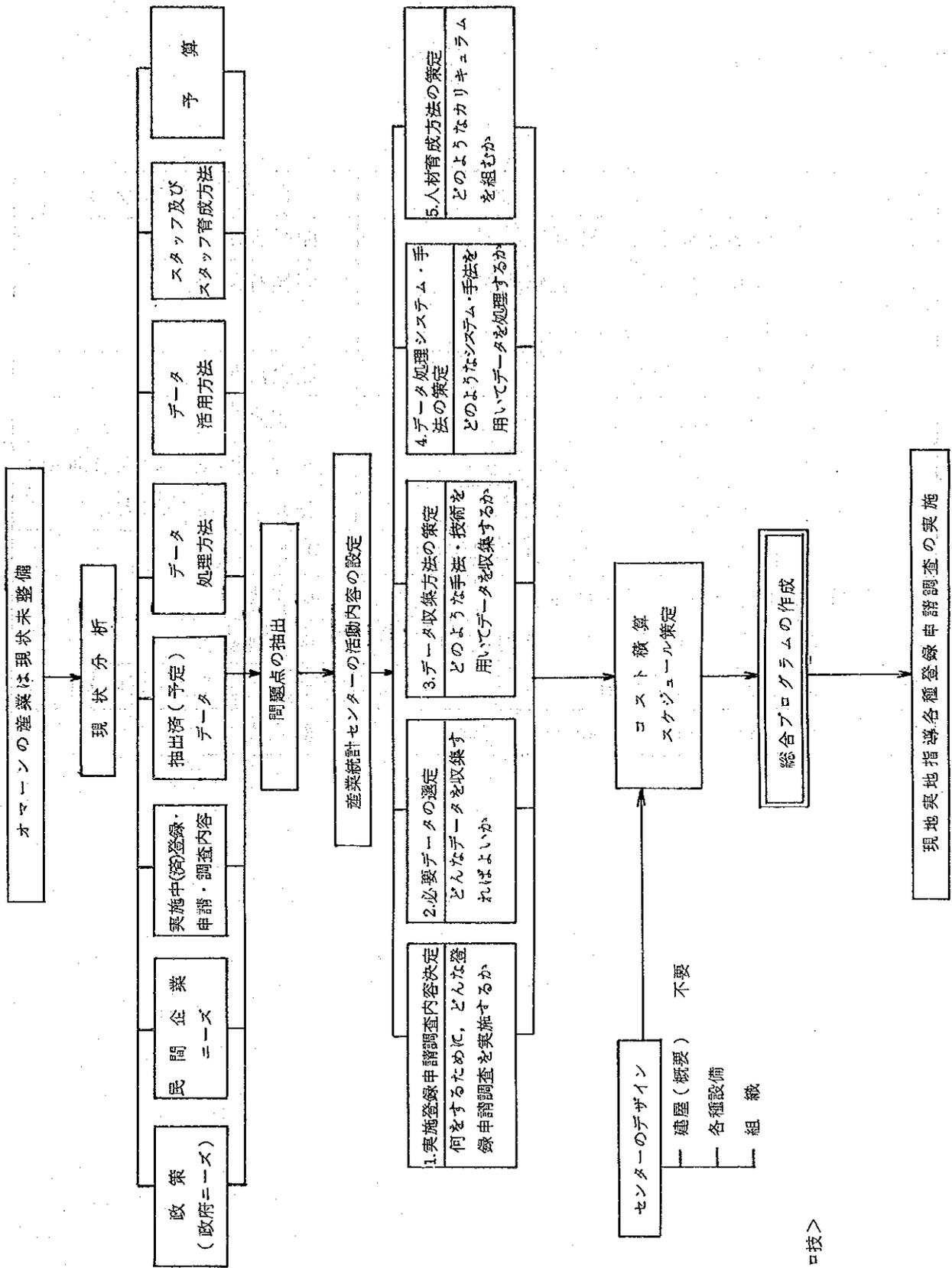


# 7. 調査のフロー

<開発調査>

( Background )

( Survey )



( Out Put )

<専門家派遣> or <プロ技>

8. 収集資料リスト

No.	資 料 名	作成者（出所）
1	第三次経済開発5ヵ年計画	開発評議会
2	オマーン国統計年報（1987年版） （Statiscal Year Book）	開発評議会
3	輸出入統計四半期報	開発評議会
4	Glance on Industries in Oman	商工省工業局
5	オマーンの工業	室井専門家（商工省派遣）
6	オマーン国概要	在オマーン日本大使館
7	工業統計情報資料センター設立起案書	UNDP
8	許可、登録申請書（4種類）	商工省工業局
9	開発評議会組織図（90年11月現在）	開発評議会
10	Hardware and Software	商工省工業局コンピュータ部
11	Commercial Business Laws of Oman	商工省



JICA